

# 「子ども医療費受給者証」 を発送します

平成24年4月1日診療分から、子ども医療費助成制度の対象年齢を中学3年生までに拡大することに伴い、新しい「子ども医療費受給者証」を送付します。

保険年金課 ☎66♦1102



## 小学6年生までの保護者の方

現在、受給者証を持っている小学6年生以下の保護者の方に、有効期間を中学3年生年度末の3月31日まで延長した受給者証を3月下旬に発送します。

なお、現在お持ちの子ども医療費受給者証は、保険年金課または各出張所へご返却ください。

## 中学1・2年生の保護者の方へ

子ども医療費受給者証交付申請書を提出された保護者の方へ、3月下旬に受給者証を発送します。

まだ申請の手続きをされていない方は、子ども医療費受給者証を交付できませんので早めに手続きをしてください。

## 医療機関の適正受診にご協力ください

### ●なるべく夜間や休日の受診を避けましょう

休日や夜間の受診は割増料金がかかり医療費の増加につながります。受診する際には平日の診療時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。休日や夜間の受診は、急病などのやむを得ない場合以外は避けましょう。

### ●はしご受診をやめ、信頼できる「かかりつけ医」を持ちましょう

病気になったとき、日ごろの健康に不安を感じたときに相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう。体の不調を感じたときは、早めに「かかりつけ医」に相談する習慣をつけましょう。

### ●夜間に受診するか迷ったときは小児救急電話相談をご利用ください

夜間・休日にお子さんの急な病気で心配になったら、小児救急電話相談の利用を考えましょう。適切な対処の仕方などアドバイスが受けられます。県内のプッシュ回線・携帯電話からつながります。

#### ■小児救急電話相談

夜間に看護師(看護師で対応困難な場合は小児科医)による保護者向けの救急電話相談

電話番号 ㊟8000(短縮番号)

※短縮番号が使えない場合(☎052♦962♦9900)

相談日 毎日

受付時間 午後7時～11時

#### ■救急医療情報

受診可能な救急医療機関が見つからないとき、症状にあわせた医療機関をオペレーターが24時間体制でお知らせします。

電話番号 ☎0532♦63♦1133

#### ■育児もしもしキャッチ(時間外電話相談)

電話番号 ☎0562♦43♦0555

相談日 火～土曜日

受付時間 午後5時～9時

相談内容 育児相談、その他母と子の健康に関する相談